

令和2年5月

会 員 殿

(一社) 富山県トラック協会  
適正化事業部

## 巡回指導の再開及び適性診断等の受診に係る特例措置について

平素は、貨物自動車運送事業の適正化の推進に関し、ご尽力、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

適正化実施機関では、新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛要請を伴う「緊急事態宣言」の発出を受け、巡回指導を中止しておりましたが、「緊急事態宣言解除」を受け巡回指導を再開することとなりました。

巡回指導の再開にあたりましては、感染防止の観点から指導員のマスク着用等の対策を実施いたしますので、各事業所におかれましても、立会者のマスク着用、可能な範囲でソーシャルディスタンスの確保のほか立会者の体調に留意していただき、発熱等がある場合は、必ず事前に適正化実施機関へ連絡するなど、感染防止へのご協力をお願いいたします。

なお、巡回指導の再開に伴い、適性診断等の受診に係る特例措置が示されておりますのでお知らせいたします。

### 1. 適性診断（初任診断・特定診断）の受診に係る特例措置

事故惹起運転者、初任運転者の適性診断は、「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することと受診期間が規定されていますが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして取り扱う。

### 2. 適性診断（適齢診断）の受診に係る特例措置

高齢運転者の適性診断は、「65才に達した日以後1年以内」「65才以上の者を新たに運転者として専任した場合は、選任の日から1年以内」及び「その後3年以内ごと」に受診することと受診期間が規定されていますが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして取り扱う。

### 3. 健康診断の受診に係る特例措置

令和2年6月末までに実施しなければならない健康診断を、実施時期を延期し、令和2年10月末までに確実に実施されると判断される場合

＜巡回指導等に関するお問合せ先＞

(一社) 富山県トラック協会 適正化事業部

TEL 076-495-8820

FAX 076-495-1600